

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	丸義運輸株式会社（法人番号5462501000551）代表者木村忠義	北海道標津郡標津町南一条西4丁目2番10号	本社営業所	北海道標津郡標津町伊茶仁96番地5	R5.12.13	輸送施設の使用停止（10日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項	令和5年8月7日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）	1	1
2	新日本商運有限公司（法人番号9430002056749）代表者茶村貴志	北海道小樽市長橋4丁目10-13	本社営業所	北海道小樽市長橋4丁目10-13	R5.12.13	輸送施設の使用停止（200日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他14件	令和5年8月9日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔営業所の位置（区域外）〕（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条第1項第2号）、（2）事業計画変更認可義務違反〔各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数〕（施行規則第2条第1項第3号）、（3）事業計画変更認可義務違反〔乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力〕（施行規則第2条第1項第5号）、（4）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（5）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（6）点検整備記録簿等の記録の保存義務違反（安全規則第3条の2）、（7）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（8）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、（9）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（10）乗務等の記録保存義務違反（安全規則第8条）、（11）運行記録計による記録保存義務違反（安全規則第9条）、（12）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（13）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（14）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）、（15）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	20	20

